日常清掃基本内容

Ⅰ　作業場所

公立八女総合病院企業団清掃業務基準表のとおり

Ⅱ　清掃内容（基本事項）

1　廃棄物の収集運搬

2　高所除塵

①　天井周辺（ドア上部、桟、壁面の上部、天井の通気口等）

3　床面の除塵

4　床面の清拭

5　桟、備品等の清拭

室内窓ガラス（ドアガラス、間仕切りガラス）、桟、棚、カウンター、手摺り、案内板、ドア、手の届く範囲の壁、電気スイッチ板、掲示板、ドアの取っ手、蝶番、設備機器、備品類（ソファー、イス、テーブル、電話機、消火栓等）

6　水回り（洗面台、流し台、診察・処置室流し、トイレ、配膳室、浴室等）の清掃及び消耗品の補充

①　洗面台、診察・処置室流し

②　流し台

③　トイレ、大・小便器、汚物流（SK）

④　鏡

⑤　浴室、清拭室

⑥　消耗品補充

ア　トイレットペーパー、手洗い用石鹸水等

⑦　湯沸かし室

ア　湯沸かし器、棚等、換気扇（取り付けたままできる範囲の除塵）

Ⅲ　部署・箇所別特記事項

1　入退院、転床時清掃

①　入退院、転床時に伴うベッド周辺の清掃

2　特殊病室（無菌病室等）、感染症病室等

①　部屋の特性に応じた洗浄度レベルに留意

3　階段

①　床面のほか蹴込み板、幅木、手摺り、桟、手の届く範囲の壁等を清掃対象とする。

4　エレベーター

①　床、壁、手摺り、ボタン等の清拭、天井付近の除塵を清掃対象とする。

5　共有部分（廊下、デイルーム、トイレ、浴室等）の壁清掃

①　手摺り、ドアノブ、電気のスイッチ等も清掃対象とする。

6　ガラス

①　建物室内の窓ガラスは、日常清掃の対象とする。

7　ベランダ

①　鳥糞、落ち葉等の除去、床面の洗浄

8　1階及び玄関ホール

①　玄関マット下の砂ゴミ等の除塵も清掃対象とする。

②　雨の日は傘袋のスタンド出し入れ及び傘袋の補充も対象とする。

9　案内板、案内プレート

①　案内板、案内プレート、室名プレートは、手の届く範囲は毎日清掃する。

10　病院外周り清掃

①　病院玄関、ピロティー、玄関周りの備品等（ゴミ箱、傘袋スタンド等）は常に美しく管理すること。